

IOSCO はヘッジファンドの監督のための原則を公表

マドリッド

2009 年 6 月 22 日

証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会は、ヘッジファンドに関して、国際的に整合的な取組みを支持する形で、証券監督者が、集团的、効果的な方法で各国のヘッジファンドがもたらす規制上及びシステム上のリスクに対応できるようにする 6 つの原則を含む「ヘッジファンドの監督」に関する最終報告書を公表した。

報告書は、非規制事業体タスクフォース（以下「タスクフォース」）によって作成され、すべての証券監督者が原則を各国の規制の取組みに適用することを提言している。

1. ヘッジファンド及び・またはヘッジファンド・マネジャー（アドバイザー）は義務的な登録の対象となるべきである。
2. 登録を要求されるヘッジファンド・マネージャー（アドバイザー）は、以下に関する適切で継続的な規制上の要求にも服するべきである。
 - a. 組織上、業務上の基準
 - b. 利益相反やその他公正取引ルール
 - c. 投資家への開示
 - d. 健全性規制
3. ヘッジファンドに資金を提供するプライム・ブローカーや銀行は、義務的な登録・規制、監督の対象となるべきである。ヘッジファンドに対する取引相手の信用リスクのエクスポージャーを監視するための適切なリスク管理システムと管理能力を備えるべきである。
4. ヘッジファンド・マネージャー（アドバイザー）及びプライム・ブローカーは、関係規制当局に対し、システミック・リスクに関する情報提供（システム上のリスクの特定・分析・軽減措置を含む）を行うべきである。
5. 規制当局は、適切な場合において、業界のグッド・プラクティスの策定・実施・統一化を促進・考慮するべきである。
6. 規制当局は、適切な場合において、グローバルに活動するマネージャー（アドバイザー）及び・またはファンドの効率的・実効的な監督を促進するため、また、国境を超えたリスクの緩和の観点からシステミック・リスクや市場の健全性、その他ヘッジファンドの活動またはエクスポージャーから生ずるリスクの特定に資するために相互に協

力・情報共有を行う権限を有するべきである。

専門委員会のキャサリン・ケーシー議長は、次のように語った。

「証券監督者は現在の金融市場における危機はヘッジファンドによってもたらされたわけではないと認識している。ヘッジファンドは市場への流動性供給、効率的な価格形成、リスク分散、世界的な市場の統合に貢献している。しかし、今回の危機を通して、証券監督者はヘッジファンドのシステム上の役割、そして市場の監督及び投資家保護に関わる規制上のリスクにどう対処するのか検討する機会が与えられた。」

「集团的、協力的、効率的な方法でのこれらの原則の適用は、ヘッジファンドによりもたらされる規制上及びシステミック・リスクに対応するための十分かつ適切な情報の取得手段を証券監督者に与えることになる。」

イタリアの証券取引委員会 (CONSOB) 及び英国の金融サービス機構 (FSA) がタスクフォースの議長を務めた。タスクフォースは、グローバルな成長を回復させ、世界の金融市場を修復するための G20 のイニシアティブを支援するために 2008 年 11 月に設立された。

タスクフォースは、参加国による基準の実施を支援し、ヘッジファンドに係る将来の規制上の課題に対処するためにその作業を継続する。タスクフォースは、プルデンシャル規制当局、銀行監督基準設定者及びジョイント・フォーラムなどのその他規制機関、そしてベスト・プラクティス基準の設定及び実施に関連してヘッジファンド業界との連絡窓口となる。